

## 地域の水害危険性の周知方策検討会

### 開催趣旨

浸水想定や河川水位等の水害危険性を周知する取組みは、自治体が、想定される地域の水害の危険性を認識した上で洪水時の河川水位の情報をもとに的確に避難の判断をすることを支援する上で、重要な取組みとなっている。

台風10号の水害も踏まえ、これまで県庁所在地や中核市等を優先して進めてきた浸水想定や河川水位等の水害危険性を周知する取組みを、役場などの拠点のある地域等においても促進していく必要がある。これを早期に実現するため「地域の水害危険性の周知方策検討会」を設置し、浸水想定の情報に浸水実績を活用する等、河川の状況に応じて、地域の水害危険性を周知する方策の検討を進めるものである。

## 地域の災害危険性の周知方策検討会

## 構成員

|       |                        |
|-------|------------------------|
| 伊藤 弘之 | 国土技術政策総合研究所 水害研究室長     |
| 荻澤 滋  | 消防庁 国民保護・防災部 防災課長      |
| 小俣 篤  | 国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課長 |
| 糟谷 昌俊 | 兵庫県 県土整備部長             |
| 金子 潤  | 宮城県 東部土木事務所長           |
| 金子 裕之 | 北海道 建設部 建設政策局 維持管理防災課長 |
| 倉内 利浩 | 気象庁 予報部 業務課長           |
| 杉保 聡正 | 静岡県 交通基盤部 理事           |
| 長尾 俊彦 | 岡山県 土木部 防災砂防課長         |
| 東 憲之介 | 宮崎県 県土整備部長             |
| 廣瀬 昌由 | 内閣府 政策統括官付参事官          |
| 本田 賢児 | 高知県 土木部 副部長            |
| 美寺 寿人 | 新潟県 土木部長               |
| 横溝 博之 | 神奈川県 県土整備局 河川下水道部 河川課長 |

(敬称略)

(五十音順)

## 地域の水害危険性の周知方策検討会

## 規約（案）

## （名称）

第1条 本検討会は、「地域の水害危険性の周知方策検討会」（以下「検討会」という。）と称する。

## （目的）

第2条 浸水想定の情報に浸水実績を活用する等、河川の状況に応じて、地域の水害危険性を周知する方策について検討を行うことを目的とする。

## （構成員）

第3条 検討会の構成員は、別紙の通りとする。

## （検討会）

第4条 検討会には座長をおき、座長は河川環境課長とする。

2 座長は、議長として検討会の議事を整理する。

3 検討会は非公開で開催するが、配付資料は、国土交通省ホームページに掲載する。

4 検討会における議事要旨については、会議後速やかに作成し、国土交通省ホームページに掲載する。

## （事務局）

第5条 会議の事務局は、水管理・国土保全局（河川環境課水防企画室）に置く。

2 事務局は、会議の運営に関する事務その他の事務を処理する。

## （雑則）

第6条 この規約に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

## （附則）

1 この規約は、平成28年10月 日から施行する。